



# 消防人としてのPRIDE 違反是正体制の再建に向けて

秋田市消防本部予防課違反処理担当主席主査 伊藤幸一

## はじめに

秋田市は秋田県のほぼ中央に位置しており、東には出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がる自然豊かな町です。

秋田市の歴史は慶長7年(1602)に始まります。関ヶ原の戦いの後、佐竹義宣が常陸から秋田に国替えとなったのがこの年です。

義宣は当初の居城が手狭なため、同9年に現在の千秋公園に新城を建設し、新たな城下町の

整備を始め、この時築かれた城下町は久保田と呼ばれ、現在の秋田市の原形となっています。

秋田市はなんと言っても酒どころ。市内には5つの酒蔵があり、最近では6号酵母と呼ばれる酵母菌を使用した生酒「No.6」が特に有名になりましたが、この酒蔵も秋田市内にあります。また、東北3大祭りの一つである「秋田竿燈まつり」は46個の提灯を下げた竿燈を稲穂に見立て五穀豊穡を祈る祭りで、毎年8月3日から6日

までの祭り期間中は、多くの観光客が秋田市を訪れます。

## 組織および予防体制

秋田市は管内人口が31万人の中核市であり、防火対象物数が1万件、1本部、4署、3分署、7出張所、職員定数410人で組織されています。

予防業務体制は消防本部予防課に12名を置き、建築同意、設備審査、危険物事務を行い、2交代制を敷く消防署(隔日勤務)の予防担当が警防・救助・救急業務と兼務しながら予防業務を分掌しています。査察、違反処理業務に関しても、その主体を消防署長としており、隔日勤務者による執行となっています。

## 違反処理、査察体制の歴史

当本部における立入検査は、消防署において基本的にベテランと若手とのペアにより、救急担当以外の全員で行っており、立入検査後の台帳処理、通知書等の作成までをペアになった担当者が行います。予防担当ではなくとも、特にベテランはそれなりのスキルを持っているので、それこそ「粘り強く」の呪文を唱えて説得により改修させることに終始していました。

年間、総対象物数の3分の1以上にあたる約3,500件の立入検査を行ってはいましたが、是正の意思のない対象物の関係者に毎年同じ内容の通知書や、命令を想定していない警告書を繰り返すのみで是正させられない体質となっていました。

## 転機

大都市から順次、公表制度が開始され、当本部でも平成30年4月から運用を開始することになりました。このため、制度運用開始前にある程度違反を是正させる必要性から、平成28年度に消防本部内へ違反処理担当を創設し(併任職員2名)、査察規程等の改正などが行われました。これに伴い、組織の中でも「公表前の是正」が自然に浸透し、重大違反対象物に対する強力なアプローチが始まりました。

私は平成29年度に現職を拝命し、違反対象物公表制度の実施と公表該当違反の是正および違反処理体制の確立が主たる業務となりましたが、「当本部の違反是正における問題点は何か」、「そのための行動とは何か」を考えさせられる毎日となりました。

## 命令期限

結果として、平成30年4月に6件の公表を行い、最終的には全て是正となりましたが、是正に至る過程で、警告の履行期限までに是正の意思が示されなかった2件については命令へ移行しました。

このうちの1件については、バイクツーリストなどが多く宿泊する格安旅館で、恥ずかしながら20年以上におよぶ、自動火災報知設備の未設置対象物でした。

命令の履行期限が到来し、告発の必要性を管轄消防署へ訴え続け、幾度となく話し合いを行いました。なかなか理解してもらえません。

理由としては、命令後に少しずつ態度を軟化させる兆候があること、「設備設置費用を少しずつ捻出している」との申述によるもの、また、経営者自身が重い病気であることを診断書により示されたことによるものでした。

## 指導力

最終的には、命令の履行期限から1年を経過した頃、関係者が軟化の姿勢に転じたため、特例適用により建物の一部デッドスペース化を認め、特定小規模用自動火災報知設備設置での改修となりました。もちろん、命令以前の指導過程でも、デッドスペース等の改善方策については署員が幾度も提案していましたが、関係者は頑として聞く耳を持ちませんでした。

現在の全国消防における毅然とした違反処理の対応からすれば、はがゆい対応に映るかもしれません。しかし、当時の私には告発に係る知識と経験が不足していたこともあり、署員を説得することはできませんでした。

## ❌ 違反是正

### 査察執行管理会議

告発の検討は当市では初めてのケースであり、消防署においても戸惑いがあったことは事実ですが、その判断を一消防署へ委ねたことにも問題があります。

当本部の査察規程では、「消防長は…必要に応じて査察執行管理会議を開催するものとする」という規定があるため、これを厳格化し、違反処理が必要な対象物はすべからくこの執行管理会議へ諮るべきとしました。組織トップをはじめとし各消防署長に出席してもらい、重大違反の状況を伝え、管轄を超えて組織全体としての意思決定を図ることを目的としています。これにより、他署の違反処理に係る動きを把握することはもちろん、違反処理を行っている職員を「孤立させない」ための取組みでもありました。

### 違反処理DB

これまで、重大違反対象物の状況把握については、紙ベースで逐一消防署から情報を吸い上

げて本部でまとめていましたが、当市の行政ネットワークシステムを活用し、データベース(以下、「DB」という。)化しました。

消防署をはじめ、出張所までこのDBを活用することができ、違反処理の途中経過や特記事項、平面図や点検報告などを貼り付けることができるため、重大違反対象物の状況をリアルタイムで把握することができます。また、他署の重大違反に係る改修状況等も見ることができるため、競争効果も狙ったものです。

また、改修に至った対象物のなかで、今後の参考になる事例があった場合は、改修までの経過等を事案ごとに掲載し、次の違反処理に役立ててもらうほか、弁護士相談を行った内容についても掲載し、情報の共有を図っています。

### 方針

当本部では、救急担当以外の全員が立入検査を行っているため、全国で違反是正の機運が高まってからも、特段、違反処理に係る研修等は



「男鹿のナマハゲ」(平成30年ユネスコ無形文化遺産登録)

行わず、実践により違反処理を確立していこうと考えました。違反対象物への対応を強化することで、年間立入検査総数は減少しますが、そもそも年間3,500件の立入検査をこなしていても、違反のある全ての対象物を追跡することなど、当本部の規模では到底不可能ですので、腹は決まっていました。

また、本部予防課経験者が徐々に消防署へ分散していることもあり、それらの者や予防担当主席（係長クラス）へ違反是正の取組みの方針について説いていき、組織へ自然に定着させることを狙いました。そして、違反処理DBを活用しながら状況を把握し、不明な点は署員から聞き取りを行い進行管理しています。場合により違反処理現場へ同行して、私自身も対象物の関係者と接触し、その人物像を観察したうえで署員と作戦を練るようにしています。

## 違反是正の成果

違反処理DBを毎日のように眺め、不明な点やスケジュール感、是正の手法などについて、消防署の予防担当主席と電話でやりとりを行うことが私のルーティンとなりました。喧々譁々の議論になることもしばしばありましたが、私の“本気度”だけは伝わったのではないかと思いますし、事実、彼らの理解と行動により違反対象物は激減しました。

重大違反対象物自体は、公表制度を開始した平成30年4月当初時点で85件存在し、現在までの累計で115件ですが、是正指導や違反処理により当初の85件は姿を消しました。現在の未是正対象物は特定3件、非特定10件であり、このうち特定2件と非特定3件は間もなく是正予定となっています（執筆時）。

## 違反処理の影

隔日勤務者全員が立入検査を行ってはいませんが、実際に違反処理を行うのは予防担当が中心となります。また、当本部は火災原因調査業務も予防担当が分掌しているため、火災があれば調査書類の作成もしながら、現場活動や日常業



秋田犬（写真提供：大館市）

務と平行して違反処理に必要な資料を積み上げている姿を見ると、本当に頼もしく感じる一方で、業務負担の程度が相当上がっていると感じています。

違反処理を含む予防業務も火災原因調査業務も、更により良い体制にするためには、これら業務負担の平準化が必要と考えており、その仕組みを模索しているところです。

## 区分日実務研修

政令市消防から始まった実務研修ですが、それを地方で行うこと自体に意義があるものと思います。都道府県アドバイザー制度と相まって、地方にとっては横のつながりが強化され、有効に機能していると感じています。

当本部の違反是正については、まだまだ道半ばではありますが、実務研修の取組みの一部をご紹介します。

### ①研修前

恥ずかしながら、当市以外の12本部に関しては、違反是正に関してどのような状況にあるのか全く分かりませんでした。

そこで、年度初めに全県消防の皆さんへ「違反是正担当者意見交換会」のお声掛けをさせてもらい、全ての消防本部からご参加いただきました。当市以外の本部は、公表制度の開始が令和2年度からなので、そのことが話題の中心となり、率直な意見を集約することができました。

### ②受入れ体制

意見交換会の中で一番気になったのが、「受講

## ⊘ 違反是正

後、組織へうまく伝えられるか不安」「一人での受講は心細い」などの声でした。

そこで、上司の了解をもらい研修では消防庁へ登録した職員のほか、追加で各本部1名を受け入れることとし、最終的に5本部9名での研修としました。

### ③研修

政令市消防局や先進的な取組みをしている消防本部のような研修などできるはずもありませんので、身の丈にあった研修を心がけました。

目新しいことはしていませんが、強いて挙げるとすれば、自本部における違反是正の体制における問題点、課題等について各自に検討してもらったことです。作成した書類を発表していただくと、やはり違反処理以前の問題点や課題が散見され、それに対する改善策等についても全員で共有し検討しました。その際、各本部内でお互いが確認し合いながら内容を詰めることができるという、2人参加の副次的な効果もあり、活発な議論をすることができました。

警告や命令の出し方自体については、実践を積みめば誰でもできますが、大事なのは、そこに至る過程と警告等を発出することに関し、組織がどう考えるのかということです。本来この研修では踏み込んではいけな部分なのかもしれませんが、そこをないがしろにしては持続可能な体制にはなりませんので、あえてこの検討を行わせていただきました。

### ④結果

受講した5本部については、警告書発出の経



受講者全員で！

験がある本部もありましたが、研修後は合計で11件の警告書を発出し、全て是正に至っています。また、研修後は受講者とのメールや電話での質問、必要な情報を共有するなど、これまでにないつながりとなっています。

研修受入れ本部としても今後、受講本部に恥ずかしくないように違反是正体制を維持しなければならないため、受入れ本部の成長にもつながる研修制度であると感じたところです。

### おわりに

消防法違反は絶対に許さない。昨今の違反是正に関する機運は、これまで何か悶々としていた全国の子防業務を担う消防職員の心に突き刺さりました。生活をかけて反撃してくる関係者に対し、説得や人間力だけの指導が通用しないことは誰もが心の底で感じていたからです。

だからこそ、「消防に睨まれるとマズイ」と思われるほどのレベルまで違反是正の価値を高めて世の中に知らしめることが必要だと思います。

違反是正は誰のためなのか。もちろん、違反者の救済でもあり、建物を使用する市民のためです。しかし、消防士という人の命を守る道を選んだ我々消防のプライドのためでもあると思うのです。

是正させられなければ人の命が危険にさらされます。

それを肝に銘じ、そのプライドをもう一度奮い立たせる時だと感じています。



平成30年度区分B実務研修風景